

# 出雲市市道ネーミングライツ・パートナー募集要項

## 1 目的

民間企業との協働により、市道に愛称を付けることで企業名や商品名等の知名度や魅力を高めるとともに、市道の維持管理にかかる財源の一部を確保し、安全で安心な道路環境づくりを推進するため、出雲市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

## 2 対象施設

出雲市内のすべての市道（※1）

ただし、道路延長200メートル以上の区間を応募の条件とします。

※1 市の政策によりネーミングライツの対象としない市道は除きます。

詳細は、出雲市 都市建設部 道路河川管理課 施設管理係

（電話：0853-21-6564）までお問い合わせください。

## 3 募集概要

### (1) ネーミングライツの範囲

- ① 施設名称（愛称）として、企業名や商品名等をつけることができます。
- ② 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。
- ③ 募集する名称は施設の愛称であることから、道路法における路線名の変更は行いません。

### (2) 募集条件

#### ① 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則、5年以上とします。

※5年を超える契約を希望する場合は、年単位で提案してください。

※契約更新時に優先交渉権を付与します。（更新6か月前までに契約継続の意思表示が必要です。）

#### ② ネーミングライツ料

ア 最低金額（消費税及び地方消費税を含む）

年額1メートル当たり500円以上

イ 納付時期

ネーミングライツ料は、年額一括納付とし、納付期限は毎年4月30日までとします。また、年度途中で使用を開始した場合は、開始した月の末日とします。ただし、納付期限が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その翌日を期限とします。

ウ 納付方法

市が発行する納入通知書により納付してください。

#### エ その他

契約締結時期が年度途中の場合、契約初年度のネーミングライツ料は、ネーミングライツを開始する月から月割りで計算します（小数点以下切捨て）。

### 4 応募資格

- (1) 法人その他の団体若しくはそれにより構成された組織とします。
- (2) 次のいずれにも該当しない者とします。
  - ① 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者
  - ② 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置等を受けている者
  - ③ 市税等(国税及び県税を含む。以下同じ。)を滞納している者
  - ④ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
  - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
  - ⑥ その他市長が適当でないと認める者

### 5 愛称の条件

- (1) 呼びやすさや親しみやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。ただし、次のいずれかに該当するものは、愛称として認められません。
  - ① 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれがあるもの
  - ② 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
  - ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の広告に関するもの
  - ④ 社会問題等の主義、主張等に関するもの
  - ⑤ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
  - ⑥ 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがあるもの
  - ⑦ 第三者の商標権及び著作権等の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑧ その他、施設等に表記する愛称として適当でないと認められるもの
- (2) 施設利用者の混乱を避けるため、又は、事務手続き上の理由により、道路法における路線名の使用が必要な場合は、愛称との併記や道路法における路線名を使用する場合があります。
- (3) 原則、契約期間中の愛称の変更はできないものとします。

ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。
- (4) 商標権がある名称を命名する場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

## 6 ネーミングライツに関するパートナーメリット

ネーミングライツ・パートナーには、次に掲げるパートナーメリットがあります。なお、ネーミングライツ料の金額は、パートナーメリットの内容を左右するものではありません。また、パートナーメリットの権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

- (1) 市と協議の上、新規看板等を設置することができます。
- (2) 上記(1)に伴う道路占用料については、無料を基本としますが、設置する看板等の構造については事前協議の上、決定します。
- (3) 市は広報紙やホームページ等で、愛称の定着と普及を図ります。
- (4) 契約期間満了後の契約継続に関して、1回に限り優先的に交渉ができるものとします。
- (5) その他、希望されるパートナーメリット等があれば応募時に提案することができます。ただし、法令や条例等に基づく制限や、特に必要があると認められる場合は、市と協議が必要な場合があります。

## 7 愛称の表示と表示に係る費用負担

### (1) 費用負担

- ① 看板の設置、移動及び撤去、契約期間内における当該施設表示の修繕、更新等に係る費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

なお、施工に際しては、施工の範囲、実施時期、方法及び内容について市と協議の上で行うこととします。

- ② 市が作成するパンフレットなどの印刷物、市のホームページ等の表示変更は市が行います。

区分	事業主体及び費用負担	
	市	パートナー
施設の看板等の新設又は既設看板等の表示変更 (設置・維持管理等を含む)		○
契約期間満了後又は契約解除に伴う原状回復		○
市が作成する印刷物及び市のホームページ等の表示変更	○	

### (2) その他

看板等の新設及び変更に当たっては、島根県屋外広告物条例及び出雲市景観計画の規定に沿う必要があるため、市担当課と事前に協議してください。

契約期間の満了又は契約解除に伴い、原状回復を行うものとし、その原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

## 8 応募方法

### (1) 提出書類

	提出書類	備考
①	応募申請書	様式第1号
②	応募する市道の区間が分かる位置図	任意様式
③	応募資格に係る誓約書	様式第2号
④	団体等の概要を記載した書面	パンフレット等
⑤	定款、寄付行為その他これらに関する書類	
⑥	法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書	
⑦	直近1事業年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書	
⑧	法人の場合にあつては、直近1年間分の納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税並びに市税の滞納のない証明書）	
⑨	役員等名簿	

※⑥及び⑧の証明書は、発行後3カ月以内のものに限ります。

※⑧の証明書は、未納がないことがわかるものを提出してください。

### (2) 応募期間

令和8年5月28日（木）から令和8年8月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで。）

### (3) 提出先

下記16記載の問合せ先

### (4) 提出方法

応募に必要な提出書類は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出してください。

なお、応募期間内に到着しなかった応募申請書の受け付けはできません。

## 9 質問の受付及び回答

募集に関する質問は、以下のとおり受け付け、回答します。

### (1) 提出書類

質問書（任意様式）

### (2) 質問の受付期間

令和8年5月28日（木）から令和8年7月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで。）

### (3) 提出先

下記16記載の問合せ先

- (4) 提出方法  
持参、電子メール又はFAXにて提出してください。
- (5) 回答方法  
質問書への回答は、随時、市ホームページに掲載します。

## 10 ネーミングライツ・パートナーの選定等

- (1) ネーミングライツ・パートナー選定基準及び方法  
出雲市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき設置する出雲市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）において応募内容を審査し、最も評価の高かった応募者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点の応募者（以下「次点者」という。）を選定します。
- (2) 選定結果の通知  
審査委員会の審査結果を応募した団体等へ通知します。
- (3) その他  
応募者が1者であっても、審査を実施し、審査委員会が適当と判断した場合は、優先交渉権者とします。  
必要に応じて応募者に対してヒアリングを行うことがあります。

## 11 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

## 12 契約の締結

市と優先交渉権者は、ネーミングライツ料、契約期間、パートナーメリットの内容等について協議し、契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

## 13 リスク分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

## 14 契約の解除

契約の締結後に、本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、既に支払われたネーミングライツ料については返還しないものとします。

また、災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰さない事由により、ネーミングライツを継続することができないときは、市は、既に支払われたネーミングライツ料のうち、契約解除までの期間分(1月分に満たないときは1月とする。)分を差し引いて、ネーミングライツ・パートナーに返還するものとします。

## 15 その他

- (1) 応募申請書の作成及び提出等、本募集に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 提出された書類等は、本募集以外に使用しません。
- (4) 提出された書類等は、資格確認のため関係機関へ照会することがあります。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することがあります。
- (6) 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出はできません。

## 16 問合せ先

〒693-8530

出雲市今市町70番地 出雲市役所本庁舎3階

出雲市 総務部 行政改革課

電話番号 : 0853-21-6265

FAX番号 : 0853-21-6752

電子メール : [gyoukaku@city.izumo.shimane.jp](mailto:gyoukaku@city.izumo.shimane.jp)